

2021年8月24日（火）  
愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課  
食品衛生・監視グループ  
担当 森・池川  
内線 3254・3255  
ダイヤルイン 052-954-6249

## ふぐが混入した真あじのパックの販売について

海部郡蟹江町内のスーパーで2021年8月23日（月）に販売された「真あじ（小）」のパックにふぐが混入していた可能性があることが判明し、販売店であるバロー蟹江店が当該商品の自主回収をしている旨の連絡がありましたのでお知らせします。

当該製品をお持ちの方は、**絶対に喫食せず**、購入した販売店に返品してください。

### 1 商品の概要

商品名：真あじ（小）

消費期限：2021年8月25日（水）

包装形態：合成樹脂製トレーパック入り

本体価格：100グラム当り 58円

販売店舗：バロー<sup>かにえてん</sup>蟹江店

<sup>あまぐんかにえちょうにしのもりながせしも</sup>  
海部郡蟹江町西之森長瀬下65-10

販売日：2021年8月23日（月）

販売数量：6パック（うち販売先不明5パック）

お問合せ先

販売店：バロー<sup>かにえてん</sup>蟹江店

電話 0567-94-7500

## 2 本件が判明した経緯

愛知県津島保健所に、2021年8月24日(火)午前11時頃、バロー蟹江店から「消費者から2021年8月23日(月)に購入した真あじのパックに、ふぐが入っているとの申出があり、自主回収を行っている。」旨の連絡がありました。

津島保健所が確認したところ、スーパーで小分け販売した真あじのパックにふぐ(くろさばふぐ(推定))が混入していることが判明しました。

## 3 県民の皆様へのお願い

お手元に当該商品がある場合には、絶対に食べずにバロー蟹江店まで連絡してください。

## 4 ふぐの毒性

ふぐの有毒部位を食べた場合には、しびれ、運動麻痺等の神経症状が現れる可能性があります。重篤な場合には、呼吸停止により死亡することもあります。

### 愛知県ふぐ取扱い規制条例(昭和51年3月29日)抜粋

第三条 ふぐは、これを処理したものでなければ、食用として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)してはならない。ただし、ふぐ処理師、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者、同項の規定により飲食店営業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の許可を受けた者(第十条の規定による届出をした者に限る。)その他規則で定める者に対して販売する場合は、この限りでない。

別添  
表示



混入していたふぐ

